

有価物回収事業報奨金の概要

例年、前期分の申請の締切通知は送付していません。

代表者等の変更がありましたら、新しい代表者の方へ引継ぎをお願いいたします。

なお、後期分の申請の締切通知は例年1月上旬に送付しております。

<説明>

市に有価物回収事業登録団体として、登録している団体（育成会や学校など）に対して、年間を次の表のように区分し、回収した廃品（紙類、布類及びビン・カン）の回収量に応じて報奨金を交付する制度です。

区分	廃品回収の実施期間	申請の締切日	市の報奨金支払日
前期	2月から7月末日まで	8月10日まで	9月末日まで
後期	8月から1月末日まで	2月10日まで	3月末日まで

※ 申請の締切日について、10日が休日等により市役所が閉庁日の場合、その後の最初の開庁日までとします。

<提出するもの>

①秩父市有価物回収事業報奨金交付申請書(様式第4号)

…令和4年3月1日から押印が不要になりました。

②回収事業実施報告書（回収業者からもらう）

…業者からの押印が必要です。

③通帳（表紙を開いて1ページ目）の写し

<注意点>

- ・ 前期に実施した分は、遅くとも後期の締切日までに申請をお願いします。（後期の申請締切日とその年度の報奨金申請の締切日です。）
- ・ 鉛筆及びフリクションペン（消せるボールペン）は使用しないでください。
- ・ 振込先の誤記入が多数見受けられます。『ふりがな』を含めお間違いのないよう記入してください。

連絡先

秩父市役所生活衛生課
（歴史文化伝承館1F）

TEL：25-5202